

# 社団法人大阪社会福祉士会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪社会福祉士会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、大阪府の区域内において、社会福祉の援助を必要とする府民の生活と権利を擁護し、社会福祉に関する知識及び技術の府民への普及・啓発を行うとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽を行うことにより、地域福祉サービスの推進と発展を図り、もって大阪府内における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2)大阪府民への社会福祉に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業
- (3)社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4)社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5)社会福祉士等資格取得の支援に関する事業
- (6)社会福祉団体その他の関係団体との連携に関する事業
- (7)前6号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1)正 会 員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。「以下『法』という。’)第28条の規定により社会福祉士の登録を受け、社団法人日本社会福祉士会の会員であり、大阪府内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2)賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入 会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号(賛助会員にあっては第3号及び第4号を除き、名誉会員にあっては第3号から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、又は解散したとき
- (3) 法第32条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消されたとき
- (4) 法第33条の規定により、登録を削除されたとき
- (5) 正当な理由がなく、会費又は賛助会費を3年以上納入しなかったとき
- (6) 除名されたとき

(退 会)

第 9 条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき

( 抛出金品の不返還 )

第 11 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

( 役員の種類及び定数 )

第 12 条 本会に次に掲げる役員を置く。

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| (1) 会長             | 1人         |
| (2) 副会長            | 3人         |
| (3) 理事(会長及び副会長を含む) | 15人以上17人以内 |
| (4) 監事             | 2人         |

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名と親族その他の特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えることができない。

6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職 務)

第 13 条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査すること

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会、又は大阪府知事に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること

(任 期)

第 14 条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また、連続して4期(8年)を超えて同一の役員に選任されることはできないものとする。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

(報酬等)

第 16 条 役員は、無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 17 条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて会長が正会員以外の者のうちから委嘱する。

3 相談役は、会長の求めに応じて、本会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、

総会の議決に基づいて会長が本会の役員経験者のうちから委嘱する。

- 4 顧問及び相談役は、合わせて5名以内とし、任期については、第14条第1項の規定を準用する。この場合において同項中「役員」とあるのは「顧問又は相談役」に読み替えるものとする。

## 第5章 総 会

(種 別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第20条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 総正会員数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集を請求し、若しくは招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。この場合において、議長は正

会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(3) 第 13 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、若しくは、監事が招集したとき

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、第30条第3号の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(定足数)

第33条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決数等)

第34条 第25条及び第27条の規定は理事会について準用する。この場合において、第25条及び第27条の規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(書面表決)

第35条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

## 第7章 委員会及び事業部会

(委員会及び事業部会)

第36条 本会は、第4条各号に定める事業を実施するため、必要に応じて委員会及び事業部会を設けることができる。

- 2 委員会及び事業部会は、専門的事項について本会の事業計画に基づき実施する。
- 3 委員会及び事業部会の設置並びに運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 第8章 支部組織

(支部組織)

第37条 本会は、総会の議決を経て、市区町村又は複数市区町村を単位として、支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の内部組織とし、設置単位の市区町村の区域内において、本会の事業計画に基づき、第4条各号に定める事業を分掌する。
- 3 支部の設置及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、総会の議決を経て会長が別に定める。

(支部長)

第 38 条 支部に支部長を 1 名置く。

2 支部長は、総会において別に定める方法により、当該支部に所属する正会員の中から選出する。

## 第 9 章 資産、会計及び事業計画

### (資産)

第 39 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第 40 条 資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第 41 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第 42 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第 44 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (長期借入金)

第 45 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、あらかじめ大阪府知事の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第 46 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第10章 事務局

### (設置)

第47条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (書類及び帳簿の備付け)

第48条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他、必要な帳簿及び書類

## 第11章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ、変更することができない。

### (解散)

第50条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定及び同条第2項により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の承認を得なければならない。

### (残余財産の処分)

第51条 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、大阪府知事に届け出て、本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第12章 雑 則

### (委任)

第52条 この定款に定めるものの外、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、本会の設立許可があった日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるものとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、2004 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第 45 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から 2004 年 3 月 31 日までとする。